主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、公判期日の指定の違法をいうが、公判期日の指定は、刑訴法四三三条にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定又は命令」にあたらないから、本件抗告は不適法である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和四八年九月一四日

最高裁判所第二小法廷

昌	原	岡	裁判長裁判官
信	Ш	小	裁判官
喜一	塚	大	裁判官
	田	吉	裁判官